

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年6月24日(2010.6.24)

【公表番号】特表2007-527288(P2007-527288A)

【公表日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2007-037

【出願番号】特願2007-501232(P2007-501232)

【国際特許分類】

A 6 1 B	5/151	(2006.01)
A 6 1 B	5/15	(2006.01)
A 6 1 B	5/157	(2006.01)
A 6 1 B	5/1459	(2006.01)
A 6 1 B	5/1473	(2006.01)

【F I】

A 6 1 B	5/14	3 0 0 D
A 6 1 B	5/14	3 0 0 H
A 6 1 B	5/14	3 0 0 L
A 6 1 B	5/14	3 2 1
A 6 1 B	5/14	3 3 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サンプル体液を受容するための体液通路を有するサンプリング要素を備え、前記体液通路の少なくとも一部が周囲環境に開放しており、

充填中に前記体液通路によって体液接触されない体液受容手段をさらに備え、これにより、初期段階において、前記通路内の体液が体液受容手段と接触せず、

前記体液受容手段が2または3以上の検査領域を備え、

検査領域を連続的に読み取るべく前記体液受容手段および光学装置を相互に移動させて検査領域が連続的に読み取られ評価されてなる

ことを特徴とする検査装置。

【請求項2】

前記サンプリング要素が皮膚穿刺要素である請求項1記載の装置。

【請求項3】

前記装置が、前記体液通路内の体液と前記体液受容手段との接触状態を推測できるように、起動時に物理的变化を知ることができる請求項1記載の装置。

【請求項4】

前記装置が可動部分を有し、前記可動部分が移動可能であり、その上に前記体液通路の少なくとも一部が配置される請求項3記載の装置。

【請求項5】

前記体液通路内に受容された体液が、電気的起動によって体液受容手段上へ移動される請求項1記載の装置。

【請求項6】

前記サンプリング要素または体液受容手段が、体液移動範囲を、体液通路から体液受容手段上に限定する限定手段を有する請求項1記載の装置。

【請求項7】

前記2または3以上の検査領域と毛管チャネルとの接触範囲が、毛管チャネルの中間部分内に配置されているため、最初に毛管内に入る体液適用量が検査領域と接触することがない請求項1記載の装置。

【請求項8】

体液を受容するための体液通路を設けたサンプリング要素を備え、前記体液通路の少なくとも一部分が周囲環境に開放しており、

充填中に前記体液通路から流体接触されない体液受容手段をさらに備え、これにより、初期段階において、前記通路内の体液が前記体液受容手段と接触することがなく、前記体液受容手段が2つまたはそれ以上の検査領域を備え、

検査領域を連続的に読み取るべく前記体液受容手段および光学装置を相互に移動させて検査領域が連続的に読み取られ評価されてなる体液分析のためのシステム。

【請求項9】

前記検査領域のうちの少なくとも1つにサンプル体液を供給するために、前記サンプリング要素の体液通路の一部分を体液受容手段と接触させる接触手段を備える請求項8記載のシステム。

【請求項10】

少なくともアクセス領域において周囲から接触可能なチャネルを内部に有する支持構造を備え、前記チャネルが体液導入領域と、さらに、接触領域の下流に位置する体液排出領域とを有し、

体液受容手段をさらに備え、

前記体液受容手段が、第1状態においてチャネルから離間し、第2状態にある接触領域内の体液によって接触されているため、排出領域からの体液によって接触されことがなく、

前記体液受容手段が2つまたはそれ以上の検査領域を備えてなる分析装置。

【請求項11】

少なくとも接触領域において周囲から接触可能な内部に体液を受容するためのチャネルを有する支持構造を備え、

チャネルから離間している体液受容手段をさらに備え、

オン状態において、前記接触領域内の体液と前記体液受容手段との間に電位を付加する電位ソースをさらに備え、これにより、前記接触領域からの体液が前記体液受容手段上へ搬送され、

前記体液受容手段が2つまたは3以上の検査領域を備え、

検査領域を連続的に読み取るべく前記体液受容手段および光学装置を相互に移動させて検査領域が連続的に読み取られ評価されてなる分析装置。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0006

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0006】

従来技術のサンプリングおよび検査装置は、毛管チャネルからのサンプルが、毛管チャネルと流体接触した検査領域へ直接移動されるサンプル実施形態について記述している。本発明は、これとは異なり、サンプルを取り上げる段階では収集領域が検査領域と流体接觸しない体液サンプリングおよび検査装置を提案する。体液サンプルを体液通路内に取り上げた後に、体液通路の少なくとも一部分が、通路から体液を受容する体液受容手段と共に収縮する。体液受容手段は、それ自体が2つまたはそれ以上の検査領域を備えるか、または、サンプルを2つまたはそれ以上の検査領域へ搬送する領域であってよい。そのため

、検査領域の湿潤を、接触工程により制御された方法で開始することができる。この検査領域湿潤のトリガリングには、反応時間（つまり、検査化学物質とサンプル体液の接触と、検査結果読み取りとのあいだの時間）を制御することができ、そのため検体決定の精密度が増加するという利点が伴う。従来技術のサンプリング装置と比較した場合のさらなる利点は、体液サンプリングと、サンプリング要素と検査領域の接触とを異なる場所で実施できることである。体液サンプリングは、たとえばハンドヘルド式機器の前端部にて行い、同時に、機器内で検査領域と接触させることができる。サンプリング要素光学装置または他の評価手段のこの往復機能をハウジング内部へ移動させることができ、これは、前端部内の限られた空間を考慮した場合に有利である。検査領域または体液受容手段を、既に体液通路内に存在するサンプルと接触させることのさらなる利点は、身体から浸出した第1体液を含んでいない体液通路の一部分との接触が可能なことである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

体液分析のためのシステムは検出ユニットを備えている。検体が含まれていると変色する、または色を形成する試薬を含有したセンサ／検査領域を使用する場合には、光源と、伝播または反射された光を検出するための検出器とを装備した光学的検出ユニットをシステムに設けることができる。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0043

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0043】

本発明によれば、体液受容手段は2つまたはそれ以上の検査領域を備えている。これらは、同一の光学装置によって、体液受容手段と光学装置が、検査領域を連続的に読み取るべく相互に移動させて評価することができる。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0056

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0056】

図2Aは、体液チャネルと体液受容手段の間の接触が、移動可能な体液受容手段によって達成される第2実施形態を示す。第1実施形態と同様に、皮膚穿刺要素は、皮膚を穿刺するための先端15を設けた突出部12を備えている。毛管チャネルの形状をした体液チャネル11は、穿刺先端15付近から始まり、ホルダ部分14の中間区間に内へ延びている。体液受容手段は、スペーサ42と、スペーサに固定された可動キャリア43とを備えている。可動キャリア43は、その下側に、光学的検出のための試薬マトリックスの形態をした2つの検査領域45、45'を保持している。毛管チャネル11がサンプル体液で充填されると、可動キャリア43が押下され、検査領域45、45'がこの充填されたチャネルと接触し、体液を取り上げる。この時点で、透明なキャリア43の照明が可能であり、検査領域45、45'の裏面で反射された放射を測定することにより、信号を取得することができる。